

特殊詐欺と民事責任

——過失による幫助をめぐる試論——

竹 村 壮 太 郎

- 一 はじめに
 - 1 問題の背景
 - 2 本稿の検討課題と構成
- 二 過失による幫助をめぐる議論
 - 1 従来 of 過失による幫助の位置付け
 - 2 過失による幫助の可否
- 三 幫助の責任の基礎付け
 - 1 特殊詐欺事案における幫助の責任
 - 2 特殊詐欺事案における減責
- 四 おわりに
 - 1 検討の結果
 - 2 残された課題

一 はじめに

1 問題の背景

(1) 特殊詐欺被害の現状

近年、特殊詐欺の事案が多発している。特殊詐欺とは「被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称」¹⁾とさ

1) 警察庁 HP (<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/huri>)

れ、いわゆる振り込め詐欺²⁾がその典型である。この種の詐欺による被害は一時期減少傾向にあったものの、近年では再び増加しているとされる。警察庁によれば、その認知件数は 2022 年では 17,570 件、2023 年では 19,038 件にのぼり、被害総額は、2022 年で 370.8 億円、2023 年で 452.6 億円にも及ぶ。

特殊詐欺が犯罪であり、それに対する取締りをなお推進すべきことは当然であるとして、その現状からすれば、同時に被害の事後的な回復をも確保しなければならない。この点、2008 年には、振り込め詐欺救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)が施行された。特殊詐欺は、被害者に指定した預金口座への金員の振込を行わせるものであるところ、同法では、使用された口座の取引停止措置、さらには被害回復分配金の支払手続が定められている。実際、これによる被害の回復も実を挙げ、2023 年には、口座数 22,082 件、債権額 4,521 百万円につき、被害回復分配金の支払手続の公告がなされたものと報告されている³⁾。

しかしながら、同法による手続きについても、依然としていくつか難点が指摘されている。例えば、そもそも取引停止となった口座に残高が少ない場合、手続自体が終了してしまうおそれがある(同法 8 条 3 項によれば、口座の取引停止後、消滅させた預金等債権の額が 1000 円未満である場合には、被害回復分配金の支払いはなされない)⁴⁾。また、該当する被害者が

komesagi_toukei2023.pdf) (2025 年 3 月 26 日時点)を参照。以下の認知件数や被害額など、近年の状況についても、同資料を参照。

2) 振り込め詐欺とは、厳密には、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐称、の 4 類型を総称したものであるとされる。この点は、例えば、金高雅仁「振り込め詐欺対策の意義」警論 62 巻 7 号 (2009) 21 頁、注 (1) 参照。

3) この点の近年の状況については、預金保険機構の HP (<https://www.dic.go.jp/yokinsha/content/240510koukoku.pdf>) (2025 年 3 月 26 日時点)を参照。

4) やや古いものであるが、山田茂樹「振り込め詐欺救済法の活用」現消 9 号 (2010) 69 頁が、この点での被害回復の困難さを指摘されている。

複数おり、その犯罪被害額が預貯金債権額を超える場合、各被害者は犯罪被害額に応じて按分された額しか分配を受けることができず、回復される額が少なくなるおそれがある（同法 16 条 2 項⁵⁾。そうすると、被害者の救済にあたっては、別途、民事的な救済も検討しておく必要があるものといえよう。

（2）民事上の幫助の責任の利用

その民事的な救済⁶⁾としては、不法行為による損害賠償を請求する方法がある。もっとも、特殊詐欺にあつては、他人名義の携帯電話や預貯金口座等が使用されることから、直接の行為者を特定し、その責任を問うことは困難である⁷⁾。そこで、近年は、その幫助者に対して、民法 719 条 2 項の責任を問う例が多くなっている。すなわち、詐欺に利用された携帯電話や預貯金口座等を提供した者に対し、詐欺の実行を容易にした者として、共同不法行為責任を追求しようというのである⁸⁾。例えば、最近の東京地

5) 上田孝治「振り込め詐欺救済法の活用と実務上の留意点」現消 22 号（2014）32 頁、がこのことを指摘されている。

6) 以下で挙げる損害賠償を請求する方法のほかには、債権者代位権を利用することも考えられる。この点、東京地判平成 17 年 3 月 30 日判時 1895 号 44 頁は、振り込め詐欺の被害者が銀行に対して、自己の、振込先口座の名義人（氏名不詳者）に対する不当利得返還請求権を保全するため、その名義人の銀行に対する預金払戻請求権を代位行使することを認めた。ただ、同判決は「所在も明らかでない氏名不詳者に対して直接債務名義を取得する方法は現行法制上存在しない」ことから被保全債権の保全の必要性を指摘するものの、これに対して、滝澤孝臣「判批（東京地判平成 17 年 3 月 30 日）（下）」金法 1756 号（2005）61 頁以下は、代位請求が可能であるということはその名義人に当事者能力を觀念し得る場合であり、そうすると債務名義を取得する余地があり得ること、預金債権を有する氏名不詳者を無資力といえることができるのかも疑問であること、といった問題点があることを指摘される。付言すれば、すでに口座に預金もなければ無資力とはいえようが、その場合にはそもそも代位請求の意味がなくなるといふ根本的な難点もあろう。

7) この種の詐欺の特質については、金高・前掲注（2）3 頁。また、飯利雄彦「振り込め詐欺対策の経緯」警論 62 巻 7 号（2009）25、26 頁。

8) こうした動向については、若林三奈「判批（東京高判平成 29 年 12 月 20 日）」

判令和 5 年 2 月 22 日(後掲裁判例【7】)も、預貯金通帳等を提供した者の損害賠償責任を比較的容易に認め、こうした方向での被害者救済が推し進められていることがうかがわれる⁹⁾。

ただ、この幫助の責任を問ううえでも、依然として、おおよそ 2 つの課題を指摘しなければならない。①第一に、過失による幫助の責任までを認めうるか、という、やや古典的な問題がある。特殊詐欺の幫助者は、自身も実行者に利用されるなど、多くの場合、過失しか有していない。それでも、一般的に故意でなければ成立しないものと解されている刑事責任上の幫助犯と異なり¹⁰⁾、民事責任においてはそれを認める理論的な障害はない。ただ過失による幫助の責任を認めることは、その者も共同不法行為責任を負い、当然、被害者に対して、実行者と連帯して全額の損害賠償をしなければならないことになる。実行者が往々にして所在不明であるとすれば、結局はその過失があるに過ぎない幫助者が損害賠償の負担を全て負わなければならないことにもなる。②第二に、仮に過失による幫助を認めうるとしても、その過失をいかに基礎づけるかという問題もある。既述のように、特殊詐欺においてはしばしば提供された携帯電話や預貯金口座等が利用されるものの、必ずしもそれら自体は直接に詐欺行為の危険性を増加させるものではない。それゆえ、いかなる観点から過失の評価を導くかによって、いわば価値中立的な行為、ひいては人々の社会活動が、大きく制約されることにもなりうる点には留意が必要である¹¹⁾。

現消 45 号 (2019) 81 頁。鎌田薫＝窪田充見＝水野謙 (編)『新基本法コンメンタール 債権 3』(日本評論社、2024) 151 頁(窪田充見＝水野謙補訂)も、特殊詐欺事案などを念頭に、幫助の類型の重要性を指摘しておられる。

- 9) 同判決については、拙稿「判批(東京地判令和 5 年 2 月 22 日)」TKC Watch36 号 (2025) 61 頁以下にて、若干の検討を行っている。本稿は、その延長として、他の事案を含めた考察を試みるものである。
- 10) 前田雅英(編代)『条解 刑法〔第 4 版補訂版〕』(弘文堂、2023) 258 頁によれば、過失の幫助まで処罰しようとするとその範囲が不当に広がるものと考えられたからだとされる。
- 11) 価値中立的な道具の提供についていかに過失を基礎づけるかという視点から

実のところ、民事責任における幫助の枠組み自体、これまであまり取り上げられることがなく、最近になって再検討が始まったばかりである¹²⁾。特殊詐欺に対する被害の回復を進めるうえでも、とりわけ過失による幫助をめぐる、上記の二点に対するさらなる検討が求められることとなろう。

2 本稿の検討課題と構成

(1) 本稿の構成

そこで本稿は、特殊詐欺の事案を念頭に、幫助者の民事責任、とりわけその過失の責任をいかに基礎付けるかを検討課題とする。その検討の手順は、おおよそ以下のとおりである。まず本稿二においては、上記①の課題、すなわち、過失による幫助を認めること自体の是非を再度検討する。のちに見るように、実務上は、かねてからそれを認めることが一般的となっている。しかしながら、学説上は依然として慎重な立場も見られる。その学説の問題意識がどこにあるのかを改めて明るみに出すことは、次の②の課題を紐解くために、有効な視点を提供してくれるものとなろう。そして続く本稿三では、先の②の課題、すなわち、過失による幫助を認める場合に、実際にその過失の責任をどのように導くか、その実態と照らして整理する作業を試みる。その際、主に、特殊詐欺に際して携帯電話を提供する行為、預貯金口座等を提供する行為、に焦点を当てることとする。近年の特殊詐欺をめぐる事案において、特に問題となっている行為類型が、おおよそこの二つのものだからである。さらに、この三においては、あわせて幫助の責任における減責の内実についても検討を及ぼす。これものちに取り上げるように、過失による幫助の責任を認める裁判例の中には、同時に大幅な

検討されたものに、村本武志「判批（東京地判平成 24 年 1 月 25 日）」現消 23 号（2014）87 頁以下。

12) 最近では、須加憲子「組織的詐欺商法と幫助（民法 719 条 2 項）についての一考察— 719 条 1 項後段と 2 項の関係—」専修法学論集 147 号（2023）151 頁以下、橋本佳幸「幫助による責任」潮見佳男先生追悼論文集『財産法学の現在と未来』（有斐閣、2024）749 頁以下、がある。

過失相殺も認めているものがある¹³⁾。この点は幫助者の過失を認めたこととの連関もうかがわれるところであり、責任のありようを考察するうえで、合わせて取り上げるべきものと考えられるからである。最後に、本稿四において検討結果をまとめ、今後の若干の展望を示すこととしたい。

(2) 本稿の前提

なお、幫助者の共同不法行為責任の根拠条文をめぐるのは、周知のとおり、議論がある。民法 719 条 2 項は「行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなす旨を規定するものの、多くの学説は、これを同条 1 項の確認的な規定と解する。すなわち、近年は同条 1 項における行為の共同性を客観的なものでも足りると解する立場が有力であるところ、そうであるとすれば、幫助をした者もその 1 項で捉えることができるからである¹⁴⁾。もっとも、最近の学説の指摘するとおり、幫助には、直接の不法行為者の実行手段を強化する形で結果に関与する、という特殊性がある¹⁵⁾。そしてその行為が、いわば価値中立的行為をも含むものとするれば、むしろ幫助を独自の責任類型として捉える余地があるというべきであろう¹⁶⁾。そ

13) 大塚直(編)『新注釈民法(16)債権(9)』(有斐閣、2022) 319 頁(大塚直)は、無理に過失相殺を行なっている例もあることを指摘されている。

14) この点の指摘は、例えば、潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』(信山社、2011) 173 頁。一方、かつて通説においては、幫助は客観的にも共同するものではないと解されていた。我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1937) 196 頁、など。

15) 橋本・前掲注(12) 751、752 頁。この点、かねてから、行為と結果全部との間に因果関係があるわけではないところに幫助の特殊性を見出すものもある。例えば、塚原朋一「共同不法行為に関する諸問題—複数関与者の賠償責任を主に」鈴木忠一＝三ヶ月章(監)『新・実務民事訴訟講座 4』(日本評論社、1982) 218 頁。なお、大判大正 8 年 12 月 9 日刑録 25 輯 1255 頁は、窃盗物の仲買をした者の責任を認めるにあたり、「不法行為ノ教唆者及ヒ従犯ハ直ニ不法行為ノ実行者ナリト謂フヘカラス民法七百十九条第二項ノ規定ノ必要アル所以ナリ」としていた。

16) 例えば、須加・前掲注(12) 206、207 頁は、寄与度減責の可否という点を含めて 2 項の責任を構想される。また、橋本・前掲注(12) 751 頁以下では、その

れゆえ、本稿は、ひとまず同条2項の適用を念頭において、検討を進めていく。

二 過失による幫助をめぐる議論

民法719条2項にいう幫助とは、見張りなど、「直接の不法行為の実行を補助し、容易に」する行為などと定義される¹⁷⁾。特殊詐欺は、「匿名化されたツール」を利用する犯罪とされ¹⁸⁾、具体的には、架空または他人名義の携帯電話、預貯金口座のほか、私設私書箱、転送電話サービス、バイク便等が用いられる¹⁹⁾。そうすると、これらツールの提供も犯行を容易にするものといえ、同条項にいう幫助にあたりうることは明らかといえよう。

ただ、その幫助が過失によっても成立しうるかは問題となる（本稿の課題①）。これまで幫助として典型的に想定されてきた見張りなどの行為と異なり、特殊詐欺におけるツールの提供者の中には実行者に利用されてそれを提供する者もあり、多くの場合、過失しか認めえないからである。この点、立法者の意思は明らかではなかったものの²⁰⁾、その後の裁判例、通説

成立要件や帰責根拠から、独自の責任類型として捉え直しておられる。なお、橋本佳幸＝大久保邦彦＝小池泰『民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』（有斐閣、2020）302頁（大久保邦彦）のとおり、幫助行為とはいっても、それが社会相当程度を超えて他人の権利法益を危殆化したのであれば、そのことについて民法709条の責任は成立しうる。

17) 大塚（編）・前掲注（13）317頁（大塚直）。刑法学においては、幫助犯は、物理的幫助と心理的幫助に分けられている。例えば、高橋則夫『刑法総論〔第5版〕』（成文堂、2022）526頁。最近、民法学においても、両者を分けた構造の分析が進められている。この点は、橋本佳幸「教唆による責任」論叢193巻6号（2023）45頁以下、同・前掲注（12）750頁以下。この区分に従えば、本稿の検討対象とする携帯電話や預貯金口座等の提供は、物理的幫助に位置付けられることになる。

18) 金高・前掲注（2）3頁。

19) 飯利・前掲注（7）27頁以下、参照。

20) 立法当初の議論状況については、神田孝夫「共同不法行為」星野英一（編代）『民法講座 第6巻 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、1985）576頁、参照。

においては、一般的に認められてきたようにうかがわれる。しかしながら、学説の中にはこれに慎重な立場も少なくなく、またこれまで想定されてきたものとは異なる幫助形態が出現したことに伴い、新たな問題提起もなされている。そこで以下では、その裁判例や従来議論の動向を整理しながら（以下、1）、近年の学説の指摘を踏まえ、改めて過失による幫助の位置付けを整理する（以下、2）。

1 従来の過失による幫助の位置付け

(1) 裁判例における過失による幫助

実のところ、近年に至るまで、民事上の幫助をめぐる裁判例自体は必ずしも多くはなかった。それゆえ、判例、裁判例において過失による責任までが認められるものであるかは、明らかではないものとされてきた²¹⁾。実際、学説の指摘のとおり、初期の例には幫助者に故意を認めうる事案が多い。

ただ、その後、詐欺的商法や特殊詐欺が問題となったことに伴い、裁判例においても過失による幫助の責任を明示的に認める例が多くなっている（逆に、その余地自体を否定する例は見られない²²⁾）。その最初期の例でいえば、東京高判昭和 48 年 4 月 26 日判時 706 号 23 頁が目される。A の元販売員であった B が、依然 A の販売員であるかのように装い、X に、Y₁

21) 神田・前掲注 (20) 600 頁。平田春二「判批 (東京高判昭和 48 年 4 月 26 日)」判時 740 号 (1974) 128、129 頁によれば、当初は故意と評価される事案が多かったようである。例えば、贓物 (盗品) の販売を牙保 (仲買) した者の幫助の責任を認めた、大判明治 34 年 3 月 29 日刑録 7 輯 3 卷 72 頁や、事実を告げたことが名誉毀損の幫助に当たるとした、大判大正 7 年 12 月 17 日新聞 1528 号 24 頁、など。

22) 以下で挙げるもの以外でも、詐欺に関連するものでいえば、次の事案がある。例えば、東京高判平成 23 年 12 月 7 日判タ 1381 号 174 頁 (いわゆる出資詐欺につき、その会社業務に従事していた者の幫助の責任を認めた例)、東京地判平成 30 年 2 月 2 日 LE X/DB25552300 (出資詐欺につき、架電のために利用された電話番号の貸与に際し、運転免許証を使用させた者の幫助の責任を認めた例)、など。

がAから商品を購入するにつき、これをAから現金で仕切ってY₁に納品すれば利益が出るなどと持ちかけ、Xから仕入れ資金の名で金銭を騙し取った事案において、Y₂（Y₁の支店長）はBとXとの会食にも列席し、虚偽の内容がAに伝えられていたのにそれを否定もしなかったほか、実際は受領していないにもかかわらず納品書も作成する、などしていた。このことにつき、かかる行為が「Bのいうことを裏付ける役目をするようになってXを誤信させ」たとして、「Y₂はBがXを欺罔して金員を騙取するのを過失によって幫助し、これに加功したものであって、Bとともに共同不法行為者たる地位に立つものである」とした。また、原野商法に使われた土地を売却した者の責任を認めた大阪地判平成6年4月22日判時1519号103頁も広く知られている。山林原野の所有者Y（不動産業を営んでいた）は、Aらが値上がりの見込みのない著しく価値の低い土地を値上がりするなど虚偽の事実を述べて実際の価格を遥かに超える金額で販売することを予見したうえ、山林原野の売却を避けるべき注意義務があったとし、その義務に違反しAらの詐欺行為を幫助した過失がある、とした（7割の過失相殺が認められている）。このほか、詐欺をめぐる事案に限ってみても、次のものがある。融資保証金詐欺が行われた事案についての神戸地判平成16年4月20日判時1867号106頁は、振込先に使用された口座の売買の仲介をしたYにつき、預金口座の売買の仲介をしている以上それが悪用されることは当然認識し得たはずであり、「民法719条2項に基づく損害賠償責任は過失による幫助の場合にも認められると解される以上」、Yは責任を免れないとした。また、静岡地判平成17年1月11日判時1893号79頁は、人事録から自己の経歴を抹消するための費用などとして金銭が詐取された事案において、不詳者から依頼されて口座を開設したYにつき、口座の開設、譲渡の必要性の吟味を怠り、これが「本件不法行為を幫助するという客観的な結果を招来したことにつき、Yには、少なくとも過失があると解することが相当であ」り、「民法の定める不法行為制度は、被害者の損害の填補を目的とし、原則として、故意と過失を区別していないことに照らせば、

民法 719 条 2 項の定める「幫助者」には、当該不法行為を故意に幫助した者のみならず、過失により幫助した者も含まれると解される」とした (5 割の過失相殺が認められている)。

周知のとおり、判例はかねてから、民法 719 条 1 項前段は「客観的ニ共同ノ不法行為ニ因リ其損害ヲ生シタルコトヲ要スルニ止マリ共謀其他主観的共同ノ原因ニ由リ其損害ヲ生シタルコトヲ要スルコトナシ」²³⁾として、いわゆる客観的共同説を採用している。そうすると、幫助も客観的に共同しう行為である以上、一般的な不法行為同様、過失によってもその責任が生じうることは、半ば当然のこととされてきたものと捉えることができよう。もっとも、後に述べるように、近年の裁判例においては、幫助者の認識にも言及するものが少なくない。この点からは、裁判例においても、その過失は、次第に慎重に捉えられるようになっていくこともうかがわれる。

(2) かつての学説における過失による幫助

他方で学説においては、かねてからこの点に関して若干ながら議論がある。それを大別すれば、民法 719 条 1 項にいう不法行為の「共同」性を主観的に解するか、客観的なものでも足りると解するかによって、その態度が異なっていたようにうかがわれる。

(i) 主観的共同説との関係

前者の、いわゆる主観的共同説は、共同不法行為責任という責任の拡大の根拠を当事者の意思に求めるものである。この立場からすれば、幫助の成立に対しても、意思的関与としての故意を要求し、その成立範囲を絞る

23) 大判大正 2 年 4 月 26 日民録 19 輯 281 頁。事実と異なる内容の倉庫証券が発行され、これが金銭の融通に利用された事案である。その後は、例えば、最判昭和 32 年 3 月 26 日民集 11 卷 3 号 543 頁が、被告が他人を教唆して丸太を盗み出させた事案につき、民法 719 条 1 項前段の責任が成立するためには、「不法行為者間に意思の共通 (共謀) もしくは「共同の認識」を要せず、単に客観的に権利侵害が共同になされるを以て足りる」とし、意思の連絡の有無を確認しなかった原審の判断を肯定した。

うとする見方に馴染みやすい。例えば、岡松博士は、共同不法行為の成立には「主観的条件トシテ其数人間ニ連合アルコトヲ要ス」としつつ、幫助者の定義を「他人カ如何ナル行為ヲ為サント欲スルヤノ情ヲ知り故意ヲ以テ之ヲ幫助スル者」とされている²⁴⁾。博士は、民法 719 条 2 項を、1 項の規定からして当然のものと位置付けられていた²⁵⁾。それゆえ、2 項の幫助にも、主観的要素としての「連合」が必要になるものと解されたのであろう。この傾向は、後の学説（いわゆる新主観的共同説）からも見受けられる。幾代博士は、共同不法行為は、「数人が共同する意識をもって行動した結果として他人に損害を与えた場合」とされ、そう解するのが妥当であるとするれば、「教唆」「幫助」の概念は、これを刑法上のそれら概念に対応するものに限定するのが妥当だ」と述べておられる²⁶⁾。博士も 2 項の規定を 1 項の注意規定と位置付けておられるから²⁷⁾、1 項に「共同する意識」を求める以上、2 項も同様に解されたのは自然なことではあろう。さらには、最近の大久保教授の見解も、2 項に特色を見出されつつも、やはり主観的共同説を念頭に、幫助に故意を要求される。すなわち、「教唆者・幫助者は、実行行為者の不法行為に対する認容を根拠にして責任を負わされるのだから、過失による教唆・幫助は否定すべきである」とされているところである²⁸⁾。

なお、主観的、客観的共同性を類型的に把握する見解においても、幫助を主観的な類型でのみ捉える場合には、それに故意を要求するという見方

24) 岡松参太郎『註釈民法理由 下巻（第 9 版）』（有斐閣、1899）次 492、次 494 頁（なお、引用に際して、旧字をあらためている）。

25) 岡松・前掲注（24）次 493 頁。

26) 幾代通＝徳本伸一（補訂）『不法行為法』（有斐閣、1997）225、227 頁注 3）。なお、前田達明『不法行為帰責論』（創文社、1978）319 頁以下も、幫助に「意思の共通」を求めておられたようにうかがわれる。

27) この点は、幾代＝徳本（補訂）・前掲注（26）225 頁。

28) 橋本＝大久保＝小池・前掲注（16）289、302 頁（大久保）。大久保教授は、2 項の規定につき「行為の相互利用に関する認容は必要なく、片面的なもので足りる」点に特色を見出されている。

もありえよう²⁹⁾。例えば、能見教授は民法 719 条 2 項を 1 項前段の主観的共同があるとはいいいにくいものについても意思的関与を根拠に責任を肯定するものとされ、これを主観的共同不法行為の一類型と位置付けられる³⁰⁾。そして、教唆や幫助にも主観的共同が必要となることから、「教唆すること、幫助することについては故意が必要である」とされるのである³¹⁾。

(ii) 客観的共同説との関係

対して、客観的な関連性があれば「共同」性を認めうとする客観的共同説のもとでは、幫助の責任の成立にあえて意思的要素を問う必要性はないようにも思われる。客観的にでも幫助したのであれば、共同不法行為責任自体が故意責任に限られない以上、単なる過失によってもその成立は否定されないからである。例えば、岡村博士の見解から、このことが取敢られよう。すなわち、博士は、刑法と民法の違いという点だけを挙げ、過失の幫助の責任を肯定される。「刑法ニ於テ過失ヲ罰スルハ例外ナルモ民法上不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ付テハ過失ハ常ニ故意ト同様責任発生ノ一要件タルニ足ル」のであるから、過失による教唆や幫助がありうることも認めなければならないとされるのである³²⁾。博士は、1 項にいう「共同」性につき「同一ノ権利侵害、同一ノ損害発生ノ原因タル危険性ヲ有スルヲ以テ足ル」とされ、2 項の責任は、「其レノミニ因リテハ権利ノ侵害ヲ来ササルモ」、「権利侵害ノ原因ト為ルモノナルカ故ニ」規定されているものとみ

29) しかしながら、平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』(弘文堂、1992) 194、195 頁は、教唆や幫助を主観的共同性がある類型として取り上げられたうえ、意思の緊張を欠いたこと、つまりは伝統的な意味での過失でも責任が生じることを認めておられる。

30) 能見善久「共同不法行為責任の基礎的考察(8・完)」法協 102 卷 12 号(1985) 65 頁。同・75 頁注 19) のとおり、教授が、幫助などにつき、客観的共同に相当するものは認めておられない点は注視すべきであろう。「直接加害行為に加担していない者の責任が問題となっているのであるから、意思的な関与がないのに責任を認めるのは適当ではない」と解されるのである。

31) 能見・前掲注(30) 65 頁。

32) 岡村玄治『債権法各論』(巖松堂書店、1929) 717、718 頁(なお、引用に際して、旧字をあらためている)。

ておられた³³⁾。権利侵害の原因となる点では1項と同様であり、それゆえにあえて過失の幫助を否定する理由がないとみられたものと推察される。

その後の伝統的な通説も、過失による幫助が認められることはほとんど当然と解してきたようにうかがわれる。我妻博士は、客観的共同説を念頭に置かれつつ、理由は特に説明されることなく、「教唆者又は幫助者の責任を生ずるためには故意過失及び責任能力を必要とすること勿論である」とされるのみである³⁴⁾。博士が「違法行為自体を客観的に見るときは教唆者及び幫助者の行為はこれと関連共同せざるもの」とされていることからすればいささか説明不足の感が否めない。ただ、共同不法行為はいずれも「損害に対してこれ等数人の行為が相関連共同して原因を為すものである」とされていることからすると³⁵⁾、やはり幫助も1項類似の行為であるゆえに、当然、それと同じく過失責任がありうるとの理解に出られたものといえよう。

また既述の類型的に捉える立場にあっても、幫助を客観的共同類型にも解消されうるものと見るならば、以上の見方と同様になろう。この立場に立たれる四宮博士も、岡村博士と同じく、不法行為法が刑法と異なり損害の補填を目的としていることなどを理由に、過失による幫助の責任も認めうるものとされている³⁶⁾。

33) 岡村・前掲注(32) 713、714頁。また、717頁。

34) 我妻・前掲注(14) 196、197頁（なお、引用に際して、旧字をあらためている）。加藤一郎（編）『注釈民法（19）債権（10）』（有斐閣、1965）327、328頁（徳本鎮）や、宗宮信次『債権各論〔新版〕』（有斐閣、1971）380頁も、過失によっても責任が生じることを当然視されているかのようである。

35) 我妻・前掲注(14) 191頁。

36) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下）』（青林書院、1985）797頁以下。博士は、2項固有の意味があるのは、主観的共同を認めるには認容の要素が弱すぎ、客観的共同を認めるには結果との因果関係が不確かな場合、とされる。このほか、過失による幫助を認めるものに、潮見・前掲注(14) 172頁。

2 過失による幫助の可否

(1) 学説による問題提起

さて、ここまで概観したところによれば、裁判例においても、また従来の議論においても、過失による幫助まで認めるべきかどうか、その実質的な理由についてまで言及されることは、それほど多くはなかったことがうかがわれる。むしろそこでは、民法 719 条にいう「共同」性の理解と連動させた形でしか、ほとんど言及はされてこなかったのである。しかしながら、実際、この問題はその「共同」性の理解と論理必然的に結びつくものでもない。すなわち、仮に主観的共同性を求めるとしても、過失ある共同不法行為も成立しうるものとするならば、過失による幫助も同様に否定されない³⁷⁾。また客観的共同性で足りるとしても、幫助という行為の特性を踏まえて責任の成立範囲を限定することも、論理的に成り立ち得るからである。そうすると、この問題を紐解くにあたって肝要となるのは、何故に幫助のような行為についても損害賠償責任を負わせるべきか、あるいは負わせないか、という理由自体というべきであろう。

実のところ、学説のなかには、すでにこの点からの問題提起をするものもある。その萌芽は、平田博士の見解に見出すことができよう。博士は、幫助とされてきた行為の中でも不法行為自体と社会的に一体となるものと、補助的行為にすぎないものとを分けられる。そして後者については、故意があった場合に限って共同不法行為責任の成立を認めておられる³⁸⁾。これは、単なる補助的行為が関連共同性を持たないことを直視され、それでも共同不法行為責任を認めうる要件を模索されたものといえよう。そして、その後の学説においては、特殊詐欺に際する携帯電話の貸与など、これまで想定されなかった幫助の形態の出現から、より行為の実質に迫るものが

37) 例えば、徳本伸一『民法総合判例研究 43 I 共同不法行為 (1)』(一粒社、1987) 5 頁では、数人がかりで材木を運搬中に過失で人を負傷させた場合に、共同の目的のための一体性があり、各人の意思による当該行為への参加が認められれば、なお主観的な共同が成立しうるものとされている。

38) 平田・前掲注 (21) 129、130 頁。

現れた。例えば、堀切弁護士の見解がある。それによれば、悪用される可能性を予見しながらも行われる社会生活上有用なものは、不法行為を行ううえでも有用であるとして、過失による幫助まで認めると、不法行為責任の成立範囲が拡大し、正当な社会活動までもが民事責任の対象とされかねないことを懸念される。そしてそのような幫助者に共同不法行為責任を負わせるためには「行為者の行為に相応の違法性が必要であり、過失による周辺の関与者は、そういった実質に欠ける」とされるのである³⁹⁾。また、上杉教授も、共同不法行為責任の負担の拡大を懸念し、「違法行為そのものについての故意はないものの、提供した行為が何らかの犯罪行為に利用されることを認識しているまたは認識すべきであるのにそれを怠った場合」にのみ幫助の責任を認めるとされた⁴⁰⁾。そして若林教授も同様に、幫助の責任が被害者救済に資する反面、過失による責任まで安易に認めることは、共同不法行為責任の成立範囲が拡張し、当事者に酷となりうることを指摘される⁴¹⁾。教授は、価値中立的で日常的な行為であっても他者の犯行を助長する事態がありうることなどに鑑みて、行為の幫助性の認定にあたっては、当該行為が具体的な法益侵害リスクを伴うとの認識を前提に、その行為が法益侵害行為を容易・促進することについての故意、少なくともその立証に代わるほどの軽率性が要件となる、との理解を示しておられるのである⁴²⁾。

（2）過失の幫助をめぐる視点

以上の学説の動向を踏まえれば、過失による幫助の是非をめぐっては、

39) 堀切忠和「判批（東京地判平成 21 年 3 月 25 日）」金判 1336 号（2010）212 頁。

40) 上杉めぐみ「判批（高松地判平成 29 年 4 月 26 日）」現消 39 号（2018）107 頁。

41) 若林・前掲注（8）81 頁。

42) 若林・前掲注（8）85、86 頁。若林教授は、多くの学説が参照している、先の東京高判昭和 48 年 4 月 26 日が、実のところ、幫助者に重過失があったと評価できるものであったことも指摘されている。また、同・「判批（東京高判令和 1 年 9 月 19 日）」リマークス 62 号（2021）53 頁、も参照。

おおよそ 2 つの視点からの検討が求められよう。すなわち、①被害者の救済との関係と、②社会活動の制約との関係、である。

まず一つに、①被害者救済の視点を踏まえる必要がある。周知のとおり、近年の理解によれば、民法 719 条は、各行為者の個別の行為と結果との因果関係を問うことなしに全額の連帯責任を発生させる点で、被害者の救済に資するものである⁴³⁾。ただ、そもそも条文上も、同制度は故意責任に限られるわけではない。それゆえ、仮に民法 719 条 2 項についてだけ行為者の故意を要件とするならば、その分被害者の救済を狭めるおそれがある。実際、故意とは結果発生認識、認容と解されるところ⁴⁴⁾、その証明は被害者にとって容易ではない。かねて幫助として想定されてきた盗品売買の仲介や見張りなどであればまだしも、近年問題となる特殊詐欺のような事案にあっては、行為者は結果の認容まではしていないことが多いであろう。それにもかかわらず故意の証明を要求すると、そうした詐欺事案の救済に同規定を適用することができず、その意義もほとんど失われてしまうように思われる⁴⁵⁾。

他方で、②学説の指摘のとおり、幫助の責任を広く認めることは、人々の社会活動の大幅な制約も招きうる。幫助とされる行為はそれ自体が直ちに加害行為となるわけではなく、最近の学説に倣えば、実行者の「不法行為についてその実行手段を強化することに尽きる」⁴⁶⁾。そしてここで留意すべきは、現在幫助とされる行為は、従来想定されてきたものとは異なり、いわばそれ自体が価値中立的で、客観的にも加害行為に共同しているものばかりではないものが問題となっている点であろう⁴⁷⁾。電話の貸与やバイ

43) 潮見佳男＝長野史寛(補訂)『債権各論Ⅱ 不法行為法〔第 4 版補訂版〕』(新世社、2025) 183 頁以下、参照。

44) 潮見＝長野(補訂)・前掲注(43) 26、27 頁。

45) 例えば、藤岡康宏『民法講義Ⅴ 不法行為法』(信山社、2013) 377 頁は、過失ある場合を適用除外とすることは、共同不法行為制度の権利保護機能に反することを指摘されている。

46) 橋本・前掲注(12) 751 頁。

ク便など、詐欺が「携帯電話や預貯金口座等の現代社会の利便性を象徴する」もの⁴⁸⁾、また「金融機関、携帯電話事業者、郵便局、宅配業者等、事業活動により提供する生活インフラ」を利用したもの⁴⁹⁾であるとする、幫助の責任を認めることは、その分その生活インフラを阻害するおそれがある。そうすると、「価値中立的道具の提供が幫助に当たるとするためには、それによる法益侵害リスクが生じる蓋然性が相当程度高いものが求められる」ものと考えなければならない⁵⁰⁾。ただ、不法行為法において、いわゆる行為要件は独立の要件としては確立しておらず⁵¹⁾、幫助行為自体を限定することも容易ではない。したがって、被害者の救済と社会活動の自由とのバランスを図るためには、幫助の成立範囲を、故意、過失要件の段階で絞り込むより他はないことになる。その際、故意はもとより、過失でその責任を認めるとしても、ごく日常的な行為が問題とされうるのであるから、単に客観的な評価というよりも、主観的な要素を含めた慎重な評価が求められることとなろう。

以上の二点を鑑みるならば、幫助の責任は、故意に限定しえないものの、学説の指摘のとおり、それが違法行為に利用されるという認識（主観的な要素）を伴った、相応に重い過失と評価できるものがある場合に限定して認めることが有用になると考えられる。確かに、その証明も被害者にとっ

47) 例えば、平井・前掲注(29) 196、197 頁は、客観的共同性が認められる場面に付き、場所的、時間的近接性や、それぞれの行為を不可欠の前提ないし手段として相互に成り立っているような事情を挙げておられる。現在問題とされている携帯電話の貸与や預貯金口座の提供は、この意味では必ずしも客観的にも共同しないものと考えることができよう。

48) 飯利・前掲注(7) 25 頁。

49) 飯利雄彦「振り込め詐欺対策の進展と今後の課題(上)」警論 63 巻 5 号(2010) 13 頁。

50) 村本・前掲注(11) 88 頁。

51) 橋本＝大久保＝小池・前掲注(16) 100 頁(橋本佳幸)、参照。行為要件は、過失要件か権利法益侵害要件に解消される、と述べられている。なお、村本・前掲注(11) 88 頁以下は、被害状況の特性や法益侵害回避義務を課すことで生じるコストを勘案し、幫助の範囲を絞り込むことを提言される。

ては困難となりうることに変わりはない。しかしながら以下で見るように、実際には、(それ自体は刑罰法規などであるが) 携帯電話不正利用防止法や犯罪収益移転防止法などの規定に鑑みて証明負担を補うことで、その困難も解消されうるように思われる。むしろ救済を重視すべき場面ではそうした手当を試みればよいのであるから、幫助の責任一般を広く認める必要はないものといえよう。

では、実際にどのような事案で、いかなる点から幫助の責任を基礎付けることができるか。以下では、具体的な事案を踏まえ、あらためて検討していくこととする。

三 幫助の責任の基礎付け

既述のとおり、特殊詐欺にあつては、幫助となる行為をした者自身が積極的に犯行に加担するというよりも、むしろその者自身、日常的な行為を実行者に利用されている場面が多い。それにもかかわらずその者に全額の連帯責任を負わせることに鑑みれば、幫助の責任の成否を行為者の認識にかからせる理由がある。以下で挙げる裁判例のなかにも当事者の認識を慎重に問うものがあるが、それはこうした詐欺の実態を加味したものと受け止められよう。

さて、そうすると、次には、過失による幫助を認める場合に、実際にいかにしてその責任を裏付けうるかという点を、上記の観点から再整理する作業が必要となる(本稿の検討課題②)。そこで、以下では、しばしば問題とされる携帯電話の提供等、また預貯金口座の提供等が問題となった事案に着目し、この点の検討を進めていく(以下、1)。なお、それらの事案の中には、過失責任が認められると同時に、大幅な過失相殺による減責を認めるものもある。過失相殺の評価自体は、裁判官の裁量に委ねられるものではある⁵²⁾。ただ、学説の指摘のとおり、やや強引な過失相殺がなされる

52) この点は、最判昭和 34 年 11 月 26 日民集 13 卷 12 号 1562 頁。

例も散見されているのだとすると、その減責の内実も明らかにしておく作業が必要となろう。それゆえ、この点も責任の裏付けを整理する作業のなかで、あわせて検討課題としていくこととする（以下、2）。

1 特殊詐欺事案における幫助の責任

(1) 携帯電話の提供等をめぐる事案

(i) 裁判例

特殊詐欺においては、被害者への架電のため、しばしば他人または架空名義で契約された携帯電話が利用されている。その際には偽変造の本人確認書類などが利用され、十分な本人確認手続がなされないまま、携帯電話が提供されることがある⁵³⁾。既に述べたように、かかる行為は振り込め詐欺などの実行を強化する点において、その幫助に当たることは明らかである。

実際、携帯電話の提供等が問題となった事案には、例えば次のものがある⁵⁴⁾。

[1] 東京地判平成 24 年 1 月 25 日先物取引裁判例集 64 巻 422 頁

Y₁ が株式の購入を希望している者がいるなどと虚偽の事実を述べて、X が株券の売買代金を詐取された事案につき、その際に利用された携帯電話を貸与した、携帯電話レンタル事業を営む Y₂ の幫助の責任が問われた事案。貸与に際して利用された運転免許証は偽造のものであった。裁判所は次の点を挙げ、その責任を認めた。

振り込め詐欺のツールとしてレンタル携帯電話が利用されており、そうした事態に対処するため携帯電話不正利用防止法が改正され、本人確認を行わずに携帯電話を交付してはならない旨が規定されるとともに、罰則も定め

53) その手口については、飯利・前掲注(7) 28、29 頁。

54) 詐欺に関するものではないものの、出資法違反の利率による貸付行為に係る返済の催促に被告が貸した携帯電話が使われた例に、東京地判平成 29 年 12 月 13 日消ニ 115 号 234 頁もある。

られた。レンタル携帯電話を犯罪行為に利用しようとする者は公的証明書を偽造することは容易に想定されるのであるから、携帯電話レンタル事業者は、それが偽造のものであるか否かを慎重に検討すべき高度の注意義務を課せられる。本件でも、携帯電話を貸与すればそれが詐欺行為等の犯罪に利用されるに至ることを予見することは十分可能であり、本人確認をした Y_2 の従業員には看過し得ない過失があり、その過失が Y_1 らの不法行為の実行を容易ならしめた。

[2] 東京地判平成 26 年 12 月 25 日先物取引裁判例集 72 卷 186 頁

X が A から高い利益が得られるから出資するようにと実態のない投資を勧誘され、金銭を詐取されたことにつき、A との連絡に利用された携帯電話を貸与した Y の責任が問われた事案。裁判所は次のように述べ、その責任を認めた。

携帯電話不正利用防止法が電話事業者だけでなく、契約者や貸与業者に対しても本人確認義務を定めていることを踏まえると、自己の契約名義の携帯電話を第三者に貸与するにあたっては、貸与者は、携帯電話が不正に使用されないよう一定の措置を講ずべき法的義務を負い、これに反して必要な措置を講じなかった結果当該携帯電話が不正利用された場合には、携帯電話の不正利用を過失によって幫助したものとして、共同不法行為責任を負う。Y は貸与にあたって契約書を作成もしておらず、携帯電話による以外連絡方法を知らない A に漫然とその使用を許諾していた。Y 自身、携帯電話が詐欺行為に必要な不可欠なインフラであることを当然認識していることを合わせて考慮すれば、A による携帯電話の不正利用を過失によって幫助したものと評価するのが相当である。

なお、X についても安易に A を信用して投資を行っていた点につき、5 割の過失相殺が認められた。

厳密には特殊詐欺に含まれないものの、いわゆる詐欺的商法に携帯電話が利用された事案もあわせて取り上げておく。

【3】 仙台高判平成 30 年 11 月 22 日判時 2412 号 29 頁

A に、いわゆるデート商法詐欺に勧誘された X が金銭を詐取された事案につき、勧誘の際に利用された電話を貸与した事業者 Y の責任が問われた事案。原審は、Y が貸与に際して対面での本人確認も行なっていたことなどを挙げてその責任を認めなかったが、高等裁判所は次の点を挙げ、その責任を認めた。

Y は携帯電話不正利用防止法上本人確認義務を負うものであり、Y は詐欺被害を受けた者から損害賠償を請求する訴状の送達を受けていたほか、レンタルした携帯電話が犯罪に悪用された事例があることを警察に指摘されていた。Y は貸与の際に運転免許証を確認したとするものの、偽造の運転免許証の写しを受け取っており、その原本の提示を受けて確認したことを裏付ける的確な証拠はなく、これまで A に合計 10 台も貸与しながら、その具体的な使用目的も確認していない。このような事実関係に照らせば、Y は A に貸与した携帯電話が電話勧誘によるデート商法詐欺を含む詐欺等の犯罪行為に悪用される可能性が極めて高いことを具体的に認識しながら、そのような犯罪行為を助ける結果が生じてやむを得ないものと少なくとも未必的に認容したうえで、故意で A に携帯電話を貸与したものと認めるのが相当である。仮に故意でなかったとしても、詐欺被害が生ずることについて具体的な予見可能性があったということができ、それにもかかわらず携帯電話を貸与したことには過失があるというべきである。

このほか、類似のものとして、電話の転送サービスが詐欺に利用された事案もある⁵⁵⁾。

【4】 さいたま地判平成 28 年 2 月 26 日先物取引裁判例集 75 巻 610 頁

外国通貨の購入を通じた詐欺が行われたことにつき、その架電に利用さ

55) 田崎仁一「振り込め詐欺対策における「犯罪インフラ対策」」警論 64 巻 6 号 (2011) 70 頁によれば、振り込め詐欺において固定電話番号を使用する場合でも、電話転送サービスを利用している場合が多く、結局はそのほとんどで携帯電話が利用されているとされる。

れた電話番号を貸与した電話転送業者 Y の責任が問われた事案である。裁判所は次の点に言及し、その責任を認めた。

警察白書において電話転送サービスが詐欺行為に利用されながら本人確認が徹底されていないことが指摘されていること、犯罪収益移転防止法も犯罪行為に利用されやすいツールを提供する者について本人確認義務を課していること、同業者も本人確認を徹底するよう促していたことなどから、電話転送業者はその提供するサービスが詐欺行為に利用されないよう慎重に本人確認をすべき注意義務を負っていた。しかしながら Y は対面によって本人確認を行なっておらず、提示された運転免許証も写しの写しである疑いが濃かったことなどから、本人確認義務を尽くしたということはできない。そして、その本人確認義務を怠った場合、レンタルした電話番号が詐欺行為に利用されることを予見することが可能であったというべきである。

【5】さいたま地判平成 28 年 8 月 10 日先物取引判例集 75 号 658 頁

証券会社の従業員を装った A に、私募債を買ったら引き取るなどと欺かれて、X が金銭を詐取されたことにつき、その架電のために利用された電話番号を提供した電話転送業者 Y の責任が問われた事案。裁判所は次のように述べ、その責任を認めた。

電話転送サービスが詐欺行為に利用されることが多いという公知の事実、犯罪収益移転防止法がサービス提供に際して本人の確認義務を課していることによれば、電話転送業者は、そのサービスが詐欺行為に利用されないよう慎重に本人確認すべき注意義務を負っていた。本件では対面で本人確認をしたのかが明らかではなく、適切に本人確認を尽くしたと認めるに足りる証拠もない。そして、本人確認義務を怠った場合、提供した電話番号が詐欺行為に利用されることを予見することが可能であったというべきであり、Y は少なくとも過失によって幫助をしたものと認められる。

(ii) 携帯電話の貸与等の責任の裏付け

さて、これらの裁判例は、いずれも携帯電話不正利用防止法（携帯音声

通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律）、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）といった特別法に鑑みて本人確認義務を設定しつつ、幫助者の行為の当時の認識（予見性）にも言及し、過失の有無を評価しているといえる。そしてその認識（予見性）は、具体的な詐欺行為の内容や損害の発生などではなく、何らかの犯罪行為に利用されることに対するもので足りるものと解されている傾向にある。もっとも、その認識（予見性）は、先に挙げた特別法の存在によって裏付けられている可能性もある。すなわち、携帯電話の貸与が問題とされた裁判例【1】、【2】、【3】はいずれも、まずは振り込め詐欺の急増により携帯電話不正利用防止法が立法された経緯を挙げており、電話転送サービスが問題となった裁判例【4】においても、電話転送サービスが詐欺行為に利用されている一方でサービス提供時の本人確認が徹底されていなかったという、犯罪収益移転防止法の改正の背景を挙げている。そうすると、幫助者の責任を認めるうえでは、その者が特別法上設定された義務、あるいはその趣旨から導かれる義務を怠ったこと自体で、おおそ同時に自身の行為が何らかの詐欺行為に利用される認識（予見性）も有していたことになり、ほぼ直ちにその過失が認められる構造になっているものともいえる（それに加えて、裁判例【3】のように、警察に指摘されていたなどの具体的な事情があれば、それは認容をも伺わせる事情となり、故意の認定を導くことになる）⁵⁶⁾。

実際、理論的に見ても、かかる特別法によって直接規制されている行為が問題とされる場合には、一般的な幫助と異なり、その行為者の認識まで厳密に問う必要性はないものとも考えられる⁵⁷⁾。携帯電話不正利用防止法

56) 裁判例を分析された上杉・前掲注(40) 107 頁も、過失による幫助が認められるのは、法的に義務が課されていたか、禁止行為になっていた場合であるとされる。

57) ただ、鎌田＝窪田＝水野（編）・前掲注(8) 151 頁（窪田＝水野補訂）は、口座の提供などが禁止されている趣旨と特殊詐欺の防止とが必ずしも直結するものではないとの見方から、その行為が不法行為に利用されることの認識可能性が

は、携帯電話音声通信事業者(2条3項。携帯電話のサービスを提供する事業者)にサービス提供時(3条1項)、また譲渡時の本人確認を定めるほか(5条1項)、契約者による携帯電話の無断譲渡を禁止し(7条1項)、さらには相手方を確認することなく業として有償で携帯電話を貸与してはならないものとする(10条1項)。そしてその無断譲渡や本人確認を怠った有償の携帯電話の貸与に対しては、罰則が設けられている(20条1項、22条1項1号)。既述のように、同法は、特殊詐欺にプリペイド式携帯電話やレンタル携帯電話等が多用され、それが貸与時等の本人確認が不十分であったことによるものであったために、立法されたものである⁵⁸⁾。その背景からして、同法の規定は、事業者に対する規制を通じて国民の財産権を保護すべく、あえて設けられたものであることは明らかであろう。また、犯罪収益移転防止法においては、特定事業者による相手方の本人確認義務が定められている(4条1項。この確認義務違反は直ちに罰則を伴うものではないものの、18条の是正命令に違反した場合には25条による罰則がある)。そして2011年の改正によって、同法2条の特定事業者として、電話転送サービス事業者が加えられた(2条2項44号)。その趣旨は、振り込み詐欺などの実行に際して、実行者が電話転送サービス事業者を介在させている場合が少なくなかったことから、その詐欺を一層抑圧するために、事業者には本人確認を義務付ける必要があるものと考えられたからである⁵⁹⁾。そうすると、同法もまた携帯電話不正利用防止法と同様、事業者の規制を

必要であるとされている。

58) 立法の経緯については、親家和仁「「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」について」警論 58 卷 8 号(2005) 53 頁以下、参照。なお、当初本人確認義務の対象とされていなかった、いわゆる 050IP 電話についても、携帯電話不正利用防止法施行規則の改正によって、2024 年からその対象とされることとなった。この点を含めた、電話利用への対策の動向については、藤枝克明「特殊詐欺に悪用される「電話」への対策—犯罪インフラ対策 10 年間の足跡—」警論 78 卷 3 号(2025) 38 頁以下。また、67 頁も参照。

59) 改正の経緯については、小栗宏之「振り込み詐欺対策としての犯罪収益移転防止法の改正」警論 64 卷 9 号(2011) 20 頁以下、参照。

強化することで、国民の財産権の保護を強めようとしているものといえる。以上の見立てによるならば、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法に規定する確認義務の違反は、それ自体が刑罰などを定めるものではあっても、民事上もいわゆる保護法規の違反⁶⁰⁾の一種として、直ちに事業者等の過失を基礎付けるものと捉えることができる。そして、そのことは同時に、特殊詐欺への対応のためにあえて事業者等に課された義務の違反なのであるから、その結果が詐欺につながりうることの当該行為者側の認識も、当然伴っているものとみてよい。

このように考えると、他ならぬ事業者でありながら本人確認を怠って携帯電話の貸与をした事案（【1】、【3】）や電話転送サービスを提供した事案（【4】、【5】）では、具体的な認識を問わずとも、そのこと自体で行為者の重大な過失を基礎付けることができる。ただ、個人が業として有償で貸与したものではないような事案（【2】のYによる貸与の経緯はそれほど明らかにされていないようにうかがわれる）にあっては、厳密にはその者は保護法規に直接違反したのではない。それゆえ、裁判例【2】のように「携帯電話をAに貸与したこと自体がAの本件携帯電話の不正利用に対する過失による幫助と評価しうる」とまでは必ずしもいえない。強いといえば、携帯電話不正利用防止法の立法の背景を踏まえ、携帯電話の貸与が何らかの違法行為に利用されるという一般的な認識から、その者の認識をも推認しうる程度のことは認められよう。この場合、被告Y側で過失の存否を争う余地はなお残されることになる。ただ、裁判例【2】のYについては、以上の点に加えて、Aが個人で本件携帯電話を利用する旨をYに告げた後も漫然と使用を許諾し、その後なんの対応もとっていなかったという、やや異常ともいえる事情が認められている。このことから、Yの重い過失

60) 潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』（信山社、2009）299頁以下、によれば、保護法規とは、人の権利、利益の保護をも目的とした法規を指す。そしてその保護法規違反は、それ自体で過失を導くことになり、この場合に行為者の行動の自由を語る余地はないとされる。

を認めやすい事情はあったようにもうかがわれる⁶¹⁾。

(2) 預貯金口座の提供等をめぐる事案

(i) 裁判例

これも既述のように、特殊詐欺においては、架空または他人名義の預貯金口座に詐取金を入金させる⁶²⁾。そうすると、預貯金口座自体や通帳の提供、あるいはその開設に必要な書類等の提供行為は、詐欺行為を強化する点で、その幫助に当たる。

かかる行為が問題となったものには、既に挙げたものを除けば、次のものがある。

【6】東京地判平成 28 年 3 月 23 日判時 2318 号 40 頁

X が氏名不詳者からロト 6 の当選番号情報を教えるなどとして欺罔され、Y₁ ～ Y₇ が名義の口座に金銭を振り込み、それを詐取されたことにつき、その詐欺に用いられた銀行口座を提供した Y₁ らの責任が問われた事案。裁判所はおおよそ次の点を挙げ、Y₅ を除き、Y₁ らの責任を認めた。ただし、Y₁ ら個々の口座が用いられた振込の限度でのみ、共同不法行為が成立するものとされている。

Y₁ ～ Y₄ らは内職のために必要であると説明されて本人確認書類を送付するなどしていたものの、これが口座開設手続の幫助をしていることの認識を有していたと認めることはできない。しかしながら、Y₁ らは自宅宛に届いた郵便物を転送していたところ、かかる行為が依頼者が何らかの事情により自ら住所を使用できない手続のためであることは明らかであること、その報酬も作業に比して相当に高額であったことから、Y₁ らは、自らの行為が何らかの違法行為に使われている可能性が高いことを容易に知り得たといふべきであり、それにもかかわらず転送などを続け、Y₁ ら名義の口座が開

61) 若林・前掲注(8) 85 頁も、同判決は Y の重過失を考慮して責任を認めたものと捉えておられる。

62) 飯利・前掲注(7) 27、28 頁。

設されたのであるから、Y₁らは本件詐欺について過失による幫助が成立する。Y₆、Y₇らの口座が開設された経緯は不明であるが、自動車運転免許証などは通常は本人確認のために用いられるものであり、その写しが利用されて口座が開設された場合には、当該本人確認書類の名義人がこれに関与していることが推認される。また、仮に第三者が名義人の本人確認書類等を用いて銀行預金口座の開設を申し込んでも、名義人の住所地で郵便物を受領できなければキャッシュカード等を入手することはできないのであるから、口座を開設し、キャッシュカード等が利用できる状態になっていれば、その過程において、名義人が開設に関与していることが推認される。そうすると、Y₆らにおいても、少なくとも過失によって本件詐欺を幫助したことが認められるというべきである。しかしながら、Y₅については、災害に遭ったペットの救助等を目的とした団体のためとして口座を開設させられ、その通帳を他者に送付しているものの、口座を開設した段階ではそれが何らかの違法行為に用いられる可能性があると認識することを予測することは困難であり、真剣にペットの救助等の活動が続けるものであると信じたとしても不自然ではなく、やや軽率なところがあったにせよ、本件詐欺の幫助について過失があったということまではできない。

なお、Xについても、漫然といわれるままに何らの成果も出せない状況下で振込送金を続けたものであるとして、Y₁については5割、Y₂らについては7割の過失相殺が認められた（Y₆らは口座開設の経緯が不明であるため、過失相殺されていない）。

【7】東京地判令和5年2月22日判時2592号101頁

Xは、Aの従業員Bと称する者から、競馬予想のプロが勧める勝馬投票券を購入すると高配当を得られるなどとの説明を受けて投資を勧誘され、金銭を詐取された。このことにつき、金銭の振込先の口座の名義人であったY₁～Y₆の責任が問われた事案。裁判所は、Yらいずれについても、本件詐欺への関与についての不法行為責任の成立は否定したが、次のように述べて、Y₅を除き、幫助による共同不法行為責任の成立を認めた。

犯罪収益移転防止法の諸規定からすれば、自己名義の預貯金口座を他人に使用させることは原則許されず、通常の商取引または金融取引として行われるものであるなどといった正当な理由がある場合に限り例外的に許容されるにすぎないと解される。Y₁らはキャッシュカードや通帳を第三者に提供しているところ、振り込み詐欺や闇金業者等による預金口座の悪用が大きな社会問題となっている現状において、自己名義の預金口座の預貯金通帳やキャッシュカード及び暗証番号を第三者に提供する行為が犯罪につながりかねないものであることは、社会常識として一般に明らかといえる。そして、上記提供につき正当な理由となり得る事情も何らうかがわれなことからすれば、Y₁らは少なくとも上記提供により当該預金口座が不正に利用されることを認識し得たというべきであり、それにもかかわらずこれを認識せずに漫然と上記提供をしたのであるから、過失により本件詐欺行為を幫助したものと認められる。しかし、キャッシュカード等を紛失したとする Y₃については、自身の意思に基づいてそれらを第三者に提供したものと認められなるとされ、責任は認められなかった。

なお、Xについても、高額の配当が得られるといった説明を信用し、利益が得られないまま漫然と振込み続けたことなどから、その過失は相当に重いものといえるとして、Y₁～Y₄、Y₆それぞれにつき、5割の過失相殺が認められた。

(ii) 預貯金口座の提供等の責任の裏付け

いずれの裁判例も、口座開設のために運転免許証など本人確認書類の写しや、またその利用のための預貯金通帳等の提供が問題とされたものである。このうち、本人確認書類の提供については、これを直接禁止するような規定は存在していないようにうかがわれる⁶³⁾。それゆえ、単にそれを提

63) なお、運転免許証自体の譲渡、貸与は、道路交通法 120 条 15 号のとおり、罰則の対象となる。ただこれは、自動車運転者の運転資格確認手段の確保を主たる目的としたものである。この点は、道路交通執務研究会(編)『執務資料 道路交通法解説 [19 訂版]』(東京法令出版、2024) 1344、1345 頁。

供しただけでは過失の幫助は認められず、その責任の成立のためには、さらに提供者の認識を慎重に問う必要がある。裁判例【6】においても、Y₁らにつき、単に書類など提供しただけではなく、その送付の経緯や、自宅に届く郵便物の転送作業にも自ら加担している状況に鑑みて、自身の行為が何らかの違法行為に利用されるとの認識（既述のとおり、具体的に口座開設を幫助しているという認識についてまでは否定されている）が裏付けられているものとみられる（ただ、口座開設の経緯や関与の状況を不明としながら、Y₆などの過失を認めた点には疑問が残る）。

やや問題となるのは、預貯金通帳等の提供をどのように評価するか、という点である。この点、裁判例【6】は、具体的な状況から Y₅ の認識を踏まえて、その過失を否定しているようにうかがわれる。これに対し、裁判例【7】は犯罪収益移転防止法の規定と「社会常識」から、Y₁らはその不正利用を認識し得たとするのみで、預貯金通帳等の提供の経緯にはほとんど言及しないまま過失を認めている。裁判例【7】が過失の評価にあたって犯罪収益移転防止法をどのように位置付けているかは判然としないが、同法の規定から預貯金通帳等の提供自体を原則違法と解するのはやや困難であろう。それというのは、裁判例【7】が挙げる同法 28 条 2 項は、相手に不正利用の目的があることの情を知ってした提供行為か、正当な理由のない、有償の提供行為を禁じているものであり、提供行為一般についてまでは直接言及していないからである⁶⁴⁾。もっとも、同規定が設けられているのは、他人名義の預貯金口座が特殊詐欺の道具として使用されており、これを防止するために、必ずしも詐欺の共犯の認識を有しない預貯金通帳等の提供者にも対応する必要があったからである（現実的には、この必要性自体は、提供行為一般に妥当するものであろう）⁶⁵⁾。また、同法自体はそもそも「預貯金通帳等は他人に譲り渡すことが想定されないもの」である

64) この点は、拙稿・前掲注(9) 63 頁。

65) 犯罪収益移転防止制度研究会（編）『逐条解説 犯罪収益移転防止法〔全訂版〕』（東京法令出版、2023）620 頁。

という理解を前提としている⁶⁶⁾。そうすると、この同規定の背景から、預貯金通帳等の提供が何らかの違法行為に使われうるということは有して当然の認識といえ、当該行為者もまたその認識を有していたものと推認することは可能であろう。裁判例【7】が同法と合わせて「社会常識」から認識を裏づけようとしているのは、その趣旨とみるべきである。

以上のように解せば、単に預貯金通帳等の提供をした者には、事業者が保護法規に違反した場合などと異なり、過失の存否を争う余地は残されることになる。それにも関わらず裁判例【7】のY₁らの責任が認められたのは、その認識の推認を覆す立証に成功しなかったゆえのことと捉えることができる。逆に、裁判例【7】からすれば裁判例【6】のY₅の責任も同様に解する余地があるが、これはY₅の側で預貯金通帳の提供の経緯を仔細に示すことで、その認識を争うこと（過失があるとしてもやや軽率であったと評価されるに留まる）に成功した例と位置付けることができる。

2 特殊詐欺事案における減責

(1) 過失相殺との関係

ところで、以上のように過失による幫助の責任が問われる事案にあっては、その過失を認める一方、被害者の過失も認め、減責がなされる例がある。この点、詐欺行為のような「故意による不法行為を幫助した行為であることをも考慮すれば…過失相殺をすることは相当ではない」とする見方もありえよう⁶⁷⁾。しかしながら、共同不法行為における過失相殺は、絶対的な過失割合の評価が困難である場合には、当事者ごとに相対的に評価さ

66) 犯罪収益移転防止制度研究会(編)・前掲注(65)622頁。

67) 未公開株を買い取るなどと持ちかけられて金銭を詐取された事案につき、架電に利用された電話番号をレンタルするに際して自身の運転免許証の写しを渡していた者の責任が問われた、東京地判平成22年12月22日消ニ87号203頁。また、不動産の投資詐欺の場所を提供した者の責任が問われた、東京高判平成29年12月20日判時2384号20頁も、幫助者も故意による詐欺の行為者と同じ責任を負うことから、過失相殺は認められないとした。

れるのが基本である（最判平 13 年 3 月 13 日民集 55 卷 2 号 328 頁）。したがって、幫助者が（仮に重いものであるとしても）過失ある者に留まる場合には、故意のある実行者とは別に過失割合が評価されなければならない⁶⁸⁾。この意味で、理論的には過失相殺も直ちには否定されないものである⁶⁹⁾。もっとも、こと特殊詐欺とは被害者の過失を利用した犯罪であり、幫助もそれを助長する行為である。そしてその幫助の責任の成立に、自身の行為が違法行為に利用されることの認識を必要とするのであるとすると、その責任には、やはりある程度の被害者の過失は取り込まれているといわなければならない。少なくとも特殊詐欺事案において斟酌される被害者の過失とは、詐欺に気づいて然るべき後でも金銭を振り込み続けるなど、例外的に重い過失に限られるように思われる。

ここまで挙げた裁判例において過失相殺を認めたものには、裁判例【2】、【6】、【7】がある⁷⁰⁾。ただ以上の観点からすれば、いずれの例にあってても、純粋な過失相殺として捉えるには、やや疑問が残る。例えば、裁判例【2】の被害者は、投資勧誘について内容を尋ねたのみで、回答が得られなかったにも関わらず安易に A を信頼して投資を行っていたことなどから、過失があったものと評価されている。しかし投資詐欺はまさにそのような被害者を標的とするものであるのだから、詐欺に遭った経緯自体を過大に評価すべきではない。また裁判例【6】では、被害者はロト 6 の当選番号を教えるという一般的にはあり得ない話を信じ、一度も情報を得られないまま 2 ヶ月弱の間、合計 11 回に渡って金銭を振り込み続けたことから、「その過失は相当大きいと評価せざるを得ない」とされる。確かに、

68) この点は、拙稿・前掲注 (9) 63 頁。

69) 上杉・前掲注 (40) 106、107 頁は、幫助の責任に行為者の認識を必要としつつも、被害者の不注意を惹起したり、それを利用する関係が認められないことから、過失相殺の適用は排除されないと指摘される。

70) 逆に、それ以外の事案にあっては、そもそも過失相殺が主張されていないか、認められていない。過失相殺にあたって「賠償義務者から過失相殺の主張のあることを要しない」とする最判昭和 41 年 6 月 21 日民集 20 卷 5 号 1078 頁からすれば、認められていないともいうべきであろう。

不審に感じる機会がありながら金銭を振り込み続けたことに少なからず重大な過失が認められよう。ただ、一般的にあり得ない話を信じさせることが詐欺行為に他ならないことからすると、幫助者との関係においても、 Y_1 については5割、 Y_2 らについては7割もの過失相殺を行うのは、いさかか過大である。裁判例【7】においても、100%高額な配当を得られるといった説明を信用したこと自体軽率であり、全く利益を享受していない状況が続く中で漫然と約1ヶ月半にわたって金銭を振り込んだことにつき、「過失は相当に重いもの」と評価されている。これも裁判例【6】同様、高額な配当が得られると信じたことはまさしく詐欺行為の結果であるから、それも含めて5割もの過失相殺が認めうるかは疑問が残る。

そうすると、これらの裁判例においてなされている減責も、また別の要素を含むものとして捉え直してみる必要もあろう。

(2) 寄与度減責との関係

過失相殺以外でも、共同不法行為責任にあっては、いわゆる寄与度減責が主張されることがある。学説によれば、寄与度減責とは、過失の程度、割合や、関連共同性の強弱といった要素を考慮し、共同不法行為者に「全額責任を負わせるのが諸般の事情から公平でないと考えられる場合に、微小寄与者の責任を例外的に減額するもの」とされる⁷¹⁾。確かに、判例には「各不法行為者の結果発生に対する寄与の割合をもって被害者の被った損害の額を案分し、各不法行為者において責任を負うべき損害額を限定することは許されないと解するのが相当である」としたものがある(前掲、最判平成13年3月13日)。ただこれは医療過誤と交通事故が競合した事案についてのものであり、寄与度減責の可能性が全く否定されたわけではない⁷²⁾。むしろ、幫助をしたに過ぎない者に対して共同不法行為責任をその

71) 能見・前掲注(30)66頁以下。

72) 三村晶子「判解(最判平成13年3月13日)」曹時55巻12号(2003)235頁は、寄与度減責による責任の分別の可能性も、検討の余地を残しているとされ

まま認めるとすると、その者も、その者を利用した実行者とともに全額の損害賠償責任を負わされることになる。多くの場合には実行者に対する求償は困難であろうから、結局は被害の全部を幫助者が負担するという、不当な結果にもなりえよう。とりわけ幫助とされる行為が価値中立的なものである場合には、その責任自体を認めることとのバランスを図るうえでも、寄与度減責の活用が求められることとなる⁷³⁾。

例えば、裁判例【2】における減責も、むしろこの観点から説明する方が適当であろう。Yは、携帯電話音声通信事業者でもなく、法律上、本人確認義務を負う者ではない。そのうえ、既述のように、實際上いかなる認識を有して携帯電話を貸与したものであるかまで厳密に評価されないまま責任が認められているものといえる（詐欺の当時、その事実を認識していたとは認められないともされている）。そうすると、その寄与も実行者に比して小さいものとみる余地もあり、その寄与や過失の程度を減責の段階で問い直すことにも理由がある。また、裁判例【7】のY₁らは預貯金通帳等を提供したものであるが、その判決においても、「Aの関係者が被告ら名義の口座に係る通帳又はキャッシュカード並びに暗証番号を入手した経緯は明らかではない」とされている。しかもY₁らのそれらの提供が無償であるとする、それは犯罪収益移転防止法上直接禁止されている行為でもない可能性がある。それにもかかわらず判決は、同法に裏付けられたであろう「社会常識」で過失の存否を評価したものである。責任を認めること自体は被害者救済という観点から肯定されうるとしても⁷⁴⁾、減責の段階においては、あらためてその関与の程度を評価すべき事案と考えられよう。

ている。

73) 能見・前掲注(30) 66頁は、幫助の責任に故意を要求されつつも、幫助者については寄与度が微小であるために減責が認められる可能性があるとして、また、最近の須加・前掲注(12) 206、207頁は、従来想定されてきた共同の意思のある幫助行為と異なり、現代的事案に適用される法的構成を模索する必要があるとして、民法719条2項の責任について、減責を活用する方向性を示唆されている。

74) この点は、拙稿・前掲注(9) 64頁。

裁判例【6】の Y_1 、 Y_2 らは、単に本人確認書類を提供しただけではなく、自ら内職などとして郵便物の転送作業に加担していたものである。ただ、その提供行為自体は何らかの法的義務に違反するものではなく、 Y_1 、 Y_2 らに具体的に口座開設を幫助しているという認識まではなかったとすると、その寄与や過失の程度が重いものとまで評価しうるか、やや微妙なところであったものと解する余地はあろう。

なお、判決には表れていないが、裁判例【1】、【3】、【4】、【5】のように、事業者が法的義務に違反して特殊詐欺を幫助した事案にあっては、この意味での減責も認めるべきではない。特殊詐欺を防止するためにあえて設けられている義務に違反した以上、その寄与、過失の程度も、小さいものとはいえないからである。

四 おわりに

1 検討の結果

本稿は、特殊詐欺の事案を念頭に、過失による幫助責任の運用の整理を試みたものである。ここでその結果をまとめれば、次のことを挙げられよう。

まず民事責任上の幫助の責任は、故意に限られず、過失によっても生じうる。もっとも、幫助とされる行為には、いわば価値中立的な行為も含まれる。それゆえ、過失を広く認めることは、社会生活の自由を阻害するおそれがある。そこで、その過失も、自身の行為が何らかの犯罪行為に利用されうるという認識を伴った、相応に重い過失に限られるものというべきである。

次にその過失を、とりわけ特殊詐欺の事案において評価するに際しては、特別法の存在に留意する必要がある。携帯電話不正利用防止法や犯罪収益移転防止法などにおいては、一定の義務が課され、また一定の行為が禁止されている場合がある。幫助者がこれらに違反したものである場合には、そのこと自体で、その者の重い過失を基礎付けうる。それらの行為は、ま

さに特殊詐欺被害の実態に鑑みて、あえて設定された法規範に違反する行為だからである。それ以外の行為については、あるとしても刑法法規などの背景から行為者の認識が補強されうるに留まる。基本的には、当該幫助者の認識を、具体的な状況を交えて評価していく必要があろう。

なお、幫助の責任が認められる場合にも、寄与度減責の活用は検討されてよい。特に、幫助者の認識が推認されるに留まっているなど、寄与や過失の程度がそれほど重いものであったか微妙である事案にあっては、一旦責任を認めつつも、減責による負担の調整を試みることも有用となろう（逆に、刑法法規などが存在していないような状況では、基本的に過失の有無や程度は厳密に評価すべきである。そのうえで問題なく責任が成立するのであれば、この意味での減責には慎重になるべきであろう）。

2 残された課題

本稿は、幫助の民事責任一般について検討を及ぼしたのではなく、特殊詐欺事案の、しかもその一部に対して、いかに責任を認めていくべきかという一つの展望を素描したものに過ぎない。民事責任上の幫助については、すでに一言したように、従来から若干の議論があったものの、最近は幫助の構造自体を解き明かす研究も進められている。これは特殊詐欺事案などを念頭に、被害者の救済方法として、幫助の責任が重要性を増しているからに他ならない。基礎的な研究の進展を踏まえて、各種の事案に照らし合わせた総合的な検討が、今後はより求められていくこととなる⁷⁵⁾。

また、特殊詐欺自体についても、その手口が常に更新されている点には留意が必要であらう。例えば、最近では、SNS 上で人に接触し、携帯電話の SIM 契約をさせるなどして犯行用の電話を供給させたり、同じく SNS を

75) 例えば、特殊詐欺以外の事案も含めて、幫助者にどの程度の認識が必要か、何をもって認識を裏付けうるかは、喫緊の検討課題となろう。その具体的な判断基準の確立の必要性については、鎌田＝窪田＝水野（編）・前掲注（8）151 頁（窪田＝水野補訂）、で指摘されているとおりである。

通じて他人名義の本人確認書類を収集する手口がみられるようになっているとされる⁷⁶⁾。また、特殊詐欺と並んで、いわゆる SNS 型投資・ロマンス詐欺も急増しており、これも SNS やマッチングアプリを入り口にしての報告がある⁷⁷⁾。そうすると、サービスを提供する SNS 事業者、あるいはプラットフォーム事業者なども、詐欺の実行を強化するという点では、その幫助者にも該当するものと解する余地がある。こうした事案を含め、いかなる行為を幫助の責任の対象とし得るかも、引き続き検討していく必要があろう。

76) 藤枝・前掲注(58) 71 頁、参照。

77) SNS 型投資・ロマンス詐欺の動向や手口については、柴田延明「『国民を詐欺から守るための総合対策』における SNS 型投資・ロマンス詐欺対策及び特殊詐欺対策について」警論 78 巻 2 号 (2025) 15 頁以下。その対策については、22 頁以下。